

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

主として令和元年度において、県が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの、県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査を実施しました。

2 監査実施団体

令和2年度は、次の区分の29団体について監査を実施しました。なお、出資団体については、当該財政的援助のほかに県からの財政的援助等が行われていれば、当該財政的援助等についても監査を実施しました。

区 分	団体数
出資団体	18
公の施設の指定管理者	5
補助金等交付団体	5
信託団体	1
合 計	29

監査実施団体一覧表（29 団体）

区 分	監査実施団体
出資団体	1 公益財団法人あいち男女共同参画財団 2 愛知県公立大学法人 3 社会福祉法人愛知県厚生事業団 4 公益財団法人愛知公園協会 5 公益財団法人あいち産業振興機構 6 愛知県土地開発公社 7 愛知県住宅供給公社 8 公益財団法人愛知県文化振興事業団 9 愛知県道路公社 10 衣浦臨海鉄道株式会社 11 公益財団法人長寿科学振興財団 12 公益財団法人科学技術交流財団 13 公益財団法人愛知県林業振興基金 14 公益財団法人豊川水源基金 15 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 16 公益財団法人暴力追放愛知県民会議 17 株式会社東三河食肉流通センター 18 公益財団法人愛知県農業振興基金
公の施設の指定管理者	19 コングレ・愛知グループ 20 特定非営利活動法人フロンティア西尾 21 株式会社トヨタエンタプライズ・公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団共同体 22 ウッドフレンズ共同企業体 23 公益財団法人愛知県都市整備協会
補助金等交付団体	24 学校法人名古屋学院 25 あいちトリエンナーレ実行委員会 26 学校法人愛知淑徳学園 27 公益財団法人愛知県私学退職基金財団 28 学校法人名工学園
信託団体	29 三井住友信託銀行株式会社

3 監査結果の概況

監査の結果、1件の是正又は改善を必要とする事項がありました。なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりです。

○ 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善を要すると認められるもの
- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの

○ 検討事項

- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの
- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

是正又は改善を必要とする事項の内容は、別紙のとおりです。

なお、主にどのような観点（合规性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記しています。

<観点>

合规性：財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

経済性：財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

効率性：同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

有効性：財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

4 今後の予定

知事が監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知があり、監査委員は、当該通知に係る事項を公表することとなります。

<参考>

○地方自治法（抜粋）

第199条 1～6 略

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

8 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10～13 略

14 監査委員から第75条第3項の規定又は第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

15 略

【指摘事項】 県有財産を使用許可条件に違反して転貸していたもの（合規性）

該当団体 公益財団法人愛知公園協会

公益財団法人愛知公園協会（以下、「公園協会」という。）は、指定管理者として、愛知県児童総合センター始め5か所の公の施設を管理しており、自主事業として、これら5か所の施設に自動販売機を設置するため、各施設の土地及び建物につき、県から転貸禁止との条件の付された行政財産特別使用許可を受けている。

その上で、公園協会は、自動販売機設置契約に基づいて、事業者が自動販売機を設置して清涼飲料水等を販売することを許可していた。

この契約において、設置する自動販売機が事業者の所有であること、また、商品の補充や金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの管理的行為も事業者が行っていることなどからすれば、許可条件において禁止する転貸にほかならないと解すべきであり、使用許可条件に違反するものとなっていた。